

第 9 回福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会議事概要

I. 開催日時及び開催場所

日時：2015 年（平成 27 年）4 月 30 日（木）16:00～18:00

場所：福島県庁西庁舎 12 階 講堂

II. 委員

別紙の通り

III. 資料

【資料 1】福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会委員名簿（H27.4.1 版）

【資料 2】福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会（第 8 回）議事概要

【資料 3】平成 26 年度「新しい東北」先導モデル事業報告概要

【資料 4】平成 26 年度 双葉郡教育復興ビジョン推進協議会スケジュール

【資料 5】双葉郡子供未来会議 開催実績一覧

【資料 6】WG1 活動概要報告

【資料 7】WG2 活動概要報告

【資料 8】WG3 活動概要報告

【資料 9】平成 27 年度 双葉郡教育復興ビジョン実施計画（案）

【資料 10】平成 27 年度のビジョン推進体制（案）

【資料 11】平成 27 年度の具体的な取組推進に係るアクションプランシート（案）

IV. 確認・決定事項

平成 26 年度の各 WG の検討・取組内容を引継ぎつつ、個別取組は委員会制、検討課題は関係者による検討会等により協議するなど、新たな体制（【資料 10】参照）により双葉郡教育復興ビジョンの具現化を推進していく

V. 会議の概要

1. 平成 26 年度のビジョン推進に係る取組内容の振り返りと平成 27 年度の方針について

（1）協議会の全般的な活動概要報告と今後の方針【資料 4】【資料 5】

（平成 26 年度後期の主な活動報告） ※ 各WGの活動については（2）（3）（4）で報告

- 文部科学省及び復興庁への要望活動（8 月 26 日）：双葉郡 8 町村教育長で教育復興に係る支援継続について、下村博文文部科学大臣、根本復興大臣へ要望書を提出した
- 京都視察（11 月 26 日）：双葉郡教育長および福島県教育委員会で京都市立堀川高校・御所南小学校を視察した
- 双葉郡子供未来会議の発展：福島大学との共催やワークショップ形式での実施など、新たな発展がみられた。国連防災世界会議（3 月 14 日～18 日）でも本取組を報告した

(平成 27 年度の方針)

- 「ふるさと創造学」の発展を柱に、小中高の系統性を見据えて連携していく
- 中高一貫校の構想について、引き続き関係各位と検討を進める

(2) WG1 活動概要報告と今後の方針について【資料 6】

- 「ふるさと創造学」の推進：郡内共通の取組としてスタートできた。2 度の学習発表や研修などを通じ、議論が深まり成果と課題が挙げられた
- 他の WG と連携し「ふるさと創造学」のさらなる充実を進める。具体的な取組としては、ふるさと創造学サミット及び他地域交流事業について現場教員と協働して行っていく

(3) WG2 活動概要報告と今後の方針について【資料 7】

- 地域コミュニティ復興拠点施設の検討：関係各位と有識者を交え「コミュニティ復興拠点検討会」を実施（4 月 9 日、4 月 17 日）。さらに設計要項を検討する実務者協議を行い、具体的な議論を進める
- 双葉地区学校支援地域本部の設立：8 町村に地域コーディネーターを配置、今後ふたば未来学園高校を含めた郡内学校の支援を行っていく

(4) WG3 活動概要報告と今後の方針について【資料 8】

- 学習支援の充実：学習ニーズ調査のもと、いわき地区を中心に各町村の学習支援拠点情報を整理し、8 町村の児童生徒へ情報共有を図る
- 絆づくり・再開の集いの開催：郡内の子供たちが一堂に会する場の設定を、ふたば未来学園高校と連携して進める

2. 平成 27 年度の実施計画と推進体制について

(1) 予算について（福島県双葉郡教育復興推進事業）

- 双葉郡の教育復興を小・中・高校で一貫して進めていくため、文部科学省が福島県へ「福島県双葉郡教育復興推進事業」を委託、福島大学に再委託され、執行される予定

(2) 協議・検討のための会議体について【資料 9】【資料 10】

- 8 町村及び県や福島大学、国等との協議が必要なテーマについては、次の 3 つの会議体にて引き続き検討を進める〔双葉地区中高連携協議会／コミュニティ復興拠点検討会／双葉地区学校支援地域本部〕

(3) 具体的な取組推進について【資料 10】【資料 11】

- 具体的な取組となったテーマについては、次の 5 つの委員会にて教職員等をメンバーに加え、学校と子供たちの主体的な活動を促進する〔カリキュラム検討・教員研修委員会／ふるさと創造学サミット実行委員会／他地域交流委員会／絆づくり・学習支援委員会／情報発信・コミュニケーション委員会〕

3. その他

(1) 双葉郡教育復興ビジョン推進計画書について

- 平成 26 年度の取組及び平成 27 年度の方向性を踏まえ、引き続き内容の検討を進める

(2) 協議会関連文書の年号表記（西暦併記）について

- 今後発行する文書の年号和暦と西暦を併記する。ただし年度については和暦を用いる

以上